

教育委員会会議録

平成26年7月29日(火) 午前 9時30分 開会
午前10時39分 閉会

1 議事日程

別紙のとおり

2 出席した委員

豊島半七委員長、岩月慎自委員、佐藤元英委員、松本真理子委員、野村道朗教育長

3 説明のため出席した職員

加古三津代教育次長、岡田信管理部長、竹下裕隆学習教育部長
溝口正己生涯学習監、杉浦慶一郎総合教育センター所長、八木亨総務課長
永井勇一財務施設課長、本荘久晃教職員課長、伊藤良一福利課長
森繁雄生涯学習課長、荻原哲哉高等学校教育課長、高田和明義務教育課長
黒谷厚志特別支援教育課長、鈴木裕健康学習課長、大野芳樹体育スポーツ課長
橋本礼子教育企画室長、山本雅夫文化財保護室長
稲垣直樹総務課主幹、安藤昌弘教職員課主幹、壁谷幹朗教職員課主幹
黒沢正行教職員課主幹、坪井基紀高等学校教育課主幹、稲葉均総務課課長補佐

4 前回会議録の承認

豊島委員長が各委員に諮り、前回の会議録は承認された。

5 委員長報告

なし

6 教育長報告

豊島委員長が各委員に諮り、報告事項2 平成26年秋の叙勲候補者選考の代決については人事案件であるため、非公開にて報告を受けることとした。

(1) 平成26年6月定例県議会の概要について

八木総務課長が、平成26年6月18日から7月7日までの会期で開催された定例県議会における教育委員会所管分の質疑状況等について報告。

豊島委員長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

(2) 平成26年春の叙勲候補者選考の代決について

非公開において報告されたため、愛知県教育委員会会議規則第16条第3項の規定により、会議録は別途作成。

(3) 平成27年度愛知県公立学校教員採用選考試験第1次試験受験状況について

本荘教職員課長が、平成26年7月19日に実施した平成27年度愛知県公立学校教員採用選考試験第1次試験の受験状況について報告。

豊島委員長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

〔委員の主な意見及び事務局の説明〕

(岩月委員)

優秀な教員を採用するためには、高い倍率を確保する必要があると思うが、この数年間における1次試験受験時の全体の倍率はどのくらいか。

(本荘教職員課長)

募集人員の増減によって、倍率は影響されるが、概ね6倍前後で推移している。

(岩月委員)

6倍前後という倍率は、優秀な教員を確保することのできる倍率と考えてよいのか。

(本荘教職員課長)

全体の倍率では6倍であるが、採用人員が多い小学校においては、倍率はより低くなる。適正な採用を行うためには3倍以上の倍率が必要ではないかと考えているが、最も倍率の低い小学校においても3倍を下回ったことはなく、優秀な教員を採用することができる倍率であると考えている。

(豊島委員長)

今回の試験における近隣県との併願状況は把握しているのか。また、受験者の県内・県外の比率はどのようか。

(本荘教職員課長)

過去から東海3県及び名古屋市は、試験日を同日に設定している。最近では近畿、北陸地域においても同日に行われることが多くなっており、全国でも数多くの県が同日に試験を実施している。

受験者の県内・県外の比率については、概ね7割が県内の受験者という状況である。

(豊島委員長)

県内・県外の比率は例年と比べてどのようか。

(本荘教職員課長)

例年どおりである。

(豊島委員長)

近隣県において複数県の受験ができないのは、受験者にとっては大変なことではないか。

(本荘教職員課長)

近隣複数県を受験可能とすると、合格者のうちどの程度が他県へ流れるのかを把握することができず、適正な採用が困難になるものと考えている。

(4) 愛知県公立高等学校入学者選抜方法協議会議（平成26年度第2回）について

荻原高等学校教育課長が、平成26年7月16日に開催した愛知県公立高等学校入学者選抜方法協議会議の審議結果について報告。

豊島委員長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(岩月委員)

海外帰国生徒にかかる入学者選抜並びに外国人生徒及び中国帰国生徒等にかかる入学者選抜において、学力検査については、国語、数学、外国語の3教科のみの結果によるものとなっているが、一般入学者選抜と同一の問題で5教科を受験しなければならないのはなぜか。

(荻原高等学校教育課長)

海外帰国生徒にかかる入学者選抜並びに外国人生徒及び中国帰国生徒等にかかる入学者選抜には募集枠が設定され、一般入学者選抜と同じ日程で実施される。この選抜枠において不合格となった者は、一般入学者選抜の対象者として、再度選抜をされることになるため、一般入学者選抜と同一の5教科を受検することとしている。

(岩月委員)

海外帰国生徒等において、国語の学力が十分でないため、数学及び外国語等の学力は十分でありながら入学が困難となることがあると思うが、入学後の授業を受けていくにあたっては、国語の学力が必要であることから、一般入学者選抜と同一の問題を受けなければならないということか。

(荻原高等学校教育課長)

入学後に外国人生徒支援員をつける場合もあるが、原則として、他の生徒と同様に授業を受け、単位を取って卒業しなければならないことから、この選抜方法には、そのような意味も含まれている。

しかしながら、海外帰国生徒等の入学者選抜については、枠を設けて募集しており、この枠において、海外帰国生徒等の中から選抜されるので、彼らにとってこれまでより不利になるということではないと考えている。

7 議題及び議事の概要

豊島委員長が各委員に諮り、第13号議案 平成26年度愛知県教育表彰被表彰者について及び協議題 平成26年度愛知県表彰条例による表彰候補者の選考については、人事案件であるため、非公開にて審議することとした。

第13号議案 平成26年度愛知県教育表彰被表彰者について

非公開において審議されたため、愛知県教育委員会会議規則第16条第3項の規定により、会議録は別途作成。

第14号議案 公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部改正について

本荘教職員課長が、平成26年7月8日から配偶者同行休業制度が導入されたことに伴い、所要の改正を行う必要があるため請議。

豊島委員長が各委員に諮り、全会一致により原案どおり可決された。

第15号議案 愛知県指定文化財の指定について

山本文化財保護室長が、愛知県文化財保護審議会の答申を受け、愛知県文化財保護条例に基づき、愛知県指定有形文化財としての指定をする必要があるため請議。

豊島委員長が各委員に諮り、全会一致により原案どおり可決された。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(松本委員)

資料に「近くに瀧山寺の運慶・湛慶作品が現存するだけに、気になるところである。」とあるが、「気になる」とはどういう意味か。

(山本文化財保護室長)

運慶・湛慶の影響を受けたものと考えられるということである。

(豊島委員長)

一般の者も拝観できるようになっているのか。

(山本文化財保護室長)

現在、一般の者への拝観は行っていないが、県指定文化財となれば、事前の連絡により、拝観できるよう対応するとのことである。

第16号議案 平成27年度愛知県公立高等学校入学者選抜方法の基本方針及び基本事項について

荻原高等学校教育課長が、平成27年度愛知県公立高等学校入学者選抜方法の基本方針及び基本事項を定めるため請議。

豊島委員長が各委員に諮り、全会一致により原案どおり可決された。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(豊島委員長)

推薦入学による募集が多すぎるのではないかと感じている。今後、推薦入学の枠については削減を検討してもらいたい。

協議題 平成26年度愛知県表彰条例による表彰候補者の選考について

非公開において協議されたため、愛知県教育委員会会議規則第16条第3項の規定により、会議録は別途作成。

8 通信及び請願

請願第8号 出張復命書において虚偽報告を行った教頭及び同復命書をそのまま承認した校長の処分を求める請願

豊島委員長が各委員に諮り、「賛成者なし」により本請願は不採択とされた。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(豊島委員長)

今回の請願では、「4人の教頭が、体験をしていない図上訓練をあたかも体験したかのように報告している」とされているが、そもそもどのような経緯でこのようなことになったのかを改めて説明してほしい。

(本荘教職員課長)

事前に復命書の雛形を担当者が作成の上、配布していたことによるものである。

当初に予定していた池袋都民防災センターが休館日であることが出張の1～2週間前に判明し、急遽、品川区防災センターへ行き先を変更したが、復命書については、変更前に配布された雛形の行き先部分のみを修正し、視

察内容については、池袋都民防災センターでしか実施されない図上訓練についての記載のまま、提出したものである。

なお、品川防災センターを当日、視察してきたことは、春日井市教育委員会が確認しており、その旨を県教育委員会も報告を受けている。

(岩月委員)

出張によって得られたものを、その後、現場において生かすということが非常に重要なことである。今回、そのようなことが十分にされなかったことは非常に残念である。復命書作成上の手違いが原因ということのようであるが、本来、このようなことはあってはならないことだと考える。

今後の再発防止については、厳重な注意や指導が必要と考えられるが、事務局としては、どのように考えているのか。

(本荘教職員課長)

今回の事案については、今年2月に請願が提出された際に、春日井市教育委員会も把握しており、この4名の教頭に対して、2月下旬から3月上旬にかけて、各校長から「公文書である復命書を、このように安易な文書として考えてよいものではない」と強く指導している。また、春日井市教育委員会からも当該教頭へ個別に厳重な指導をしたところである。

春日井市教育委員会としては、このようなことのないよう、4月9日と6月27日の2回、市校長会において、市全体を指導したとのことである。

また、今回の請願を受けて、春日井市教育委員会において18名全員について再度聞き取り調査を行い、視察に行ったことについては確認している。

県教育委員会としても、このようなことはあってはならないことだと考えている。

また、今回の事案のように、大勢で視察出張することの必要性についても、いかなるものかと考えられるので、このような大勢での視察出張については、廃止を求めたところである。

復命書については、事前に雛形を配布し、それをそのまま提出するようなことは、もってのほかであり、各自がそれぞれ作成して、提出すべきものであることを指導したところである。今回の請願を受けて、再度、市教育委員会に対して指導したいと考えている。

(佐藤委員)

今回のようなことが明らかになると、他の様々な研修等についても、事前に復命書を作成して、済ませているのではないかと疑われる。

このようなことはあってはならないことであるので、今回の事案に限らず、県教育委員会から厳しく指導、注意をしてもらいたい。

(本荘教職員課長)

今回は春日井市の事案であり、春日井市だけの問題であってほしいと考えているものの、他の市町村の状況について確認していないため、校長会等の場において、改めて、県下全体へ指導したいと考えている。

(松本委員)

請願者の口頭陳述において、前回の請願以降、復命書が修正提出されていない旨の指摘があったが、このような場合は、修正提出はされないものなのか。

(本荘教職員課長)

今回の請願を受けて、確認した際に、修正提出されていないことが明らかになり、驚いたところであるが、修正の上、正しい復命がされているべきものと考えており、既に修正するよう指導したところである。

9 自由討議

なし

10 その他

- (1) 井上満氏から「出張復命書において虚偽報告を行った教頭及び同復命書をそのまま承認した校長の処分を求める請願」について、口頭陳述したい旨の申し出があり、豊島委員長が、会議の冒頭、それぞれ5分以内に限り口頭陳情することを許可した。
- (2) 傍聴人 3名